

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算フローチャート

全居宅介護支援事業所は、次の計算をしてください。

- 判定期間 前期：3月～8月、**後期：9月～2月**
- サービス種別 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護
(以下、「訪問介護サービス等」という。)
- 計算式
・ 訪問介護サービス等のそれぞれに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数
÷ 訪問介護サービス等のそれぞれを位置付けた計画数

全居宅介護支援事業所は、次の書類を作成してください。

- ・ 居宅介護支援における特定事業所集中減算 (様式1)
 - ・ 居宅介護支援における特定事業所集中減算 (正当な理由⑤⑥で認めたものを除外して再計算したもの) (様式2)
- ※1 様式2については、正当な理由⑤⑥に該当する場合のみ提出が必要
※2 下記の「記載が必要な事項」を全て満たしていれば、別の様式でも差し支えない

【記載が必要な事項】

- ・ 判定期間における居宅サービス計画数
- ・ 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ・ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数ならびに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ・ 算定方法で計算した割合

各サービス種別ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えているか確認してください。

※ 注意事項

- ・ 正当な理由の有無に関わらず、提出は必要となりますのでご注意ください。
- ・ 例えば、期間内に訪問介護が1人のみの利用の場合も紹介最高法人率は80%を超えるため、提出が必要となります。
- ・ 1月の平均担当件数が20件以下である場合も同様です。

80%以下

80%を超えている

事業所で5年間保存

北九州市介護保険課へ提出

(一部は事業所で保存)

提出期限 (必着) 【前期】9月14日 (木)

【後期】3月14日 (木)

※再計算した場合、(正当な理由⑤⑥)は、様式2も併せて提出すること。

結果 [正当な理由と認める]

集中減算対象としない

結果 [正当な理由と認めない][理由なし]

集中減算対象とする

減算適用期間

前期判定期間：10月～3月減算適用

後期判定期間：4月～9月減算適用